

第8章 帰宅困難者対策

【応急対策】

基本方針

1 帰宅困難者の収容を行う

基本方針 1 帰宅困難者の収容を行う

1 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定される。駅などでの混乱防止には、行政の「公助」には限界があり、駅等の利用者自身と駅周辺の事業者が行政と連携して、混乱防止を図る必要がある。

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 統 括 対 策 部 災 害 時 駅 周 辺 混 乱 防 止 対 策 情 報 連 絡 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺滞留者に災害情報等を提供する。 ○ 駅周辺の滞留者を一時滞在施設へ誘導する。
多 摩 中 央 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通 信 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ○ 従業員等の留め置きを行う。
集 客 施 設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者の安全を確保し、情報を提供する。 ○ 施設利用者の留め置きを行う。 ○ 必要に応じ、一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導する。

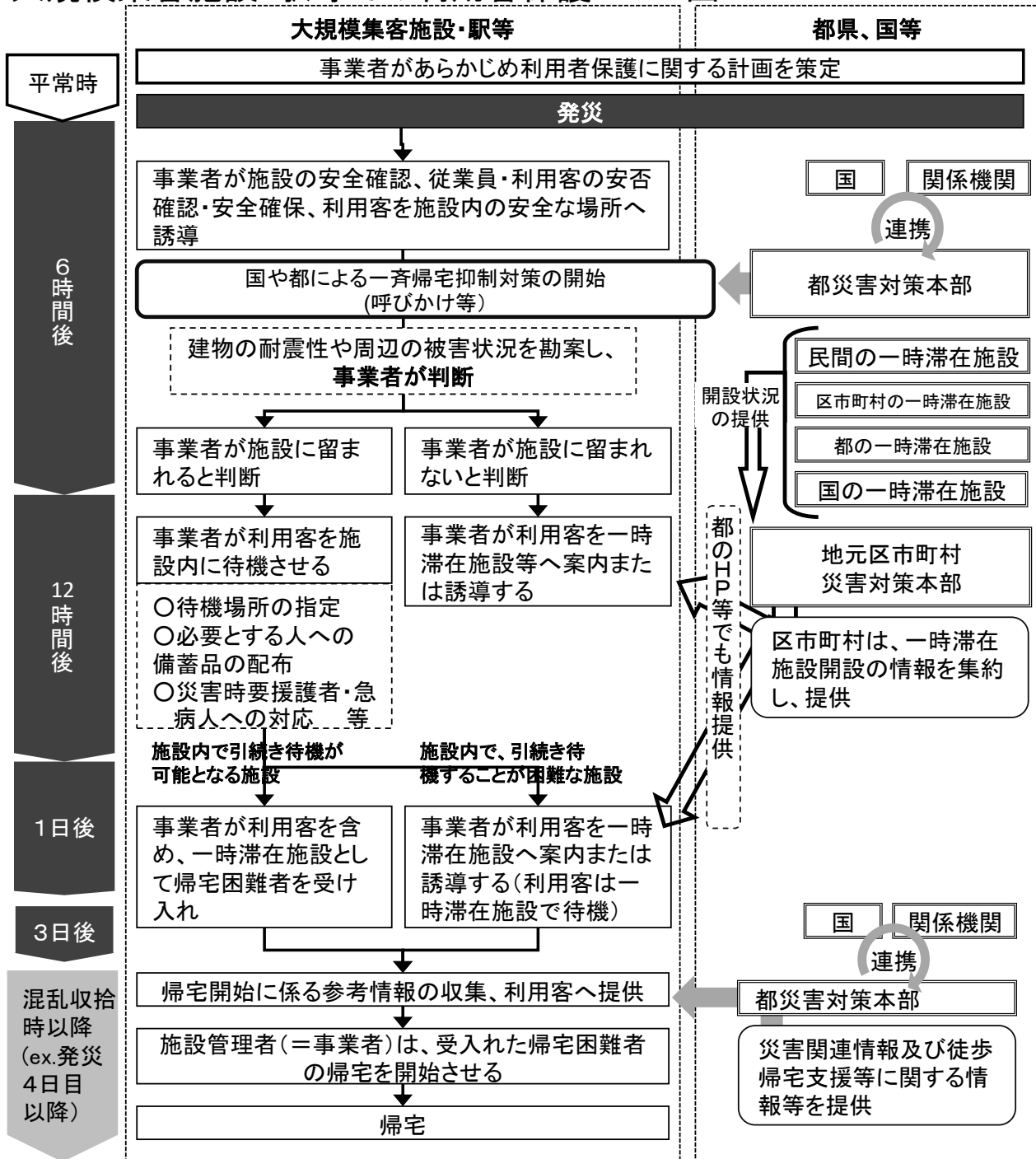
□ 詳細な取組内容

■ 多摩市及び災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会

- 応援協定に基づき、情報共有や混乱防止に取り組む。
- 駅前滞留者に対し掲示板等で災害関連情報や鉄道の運行情報等を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅周辺の滞留者を一時滞在施設等へ誘導する。

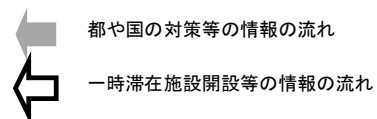
□ 集客施設及び駅等の事業者の業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



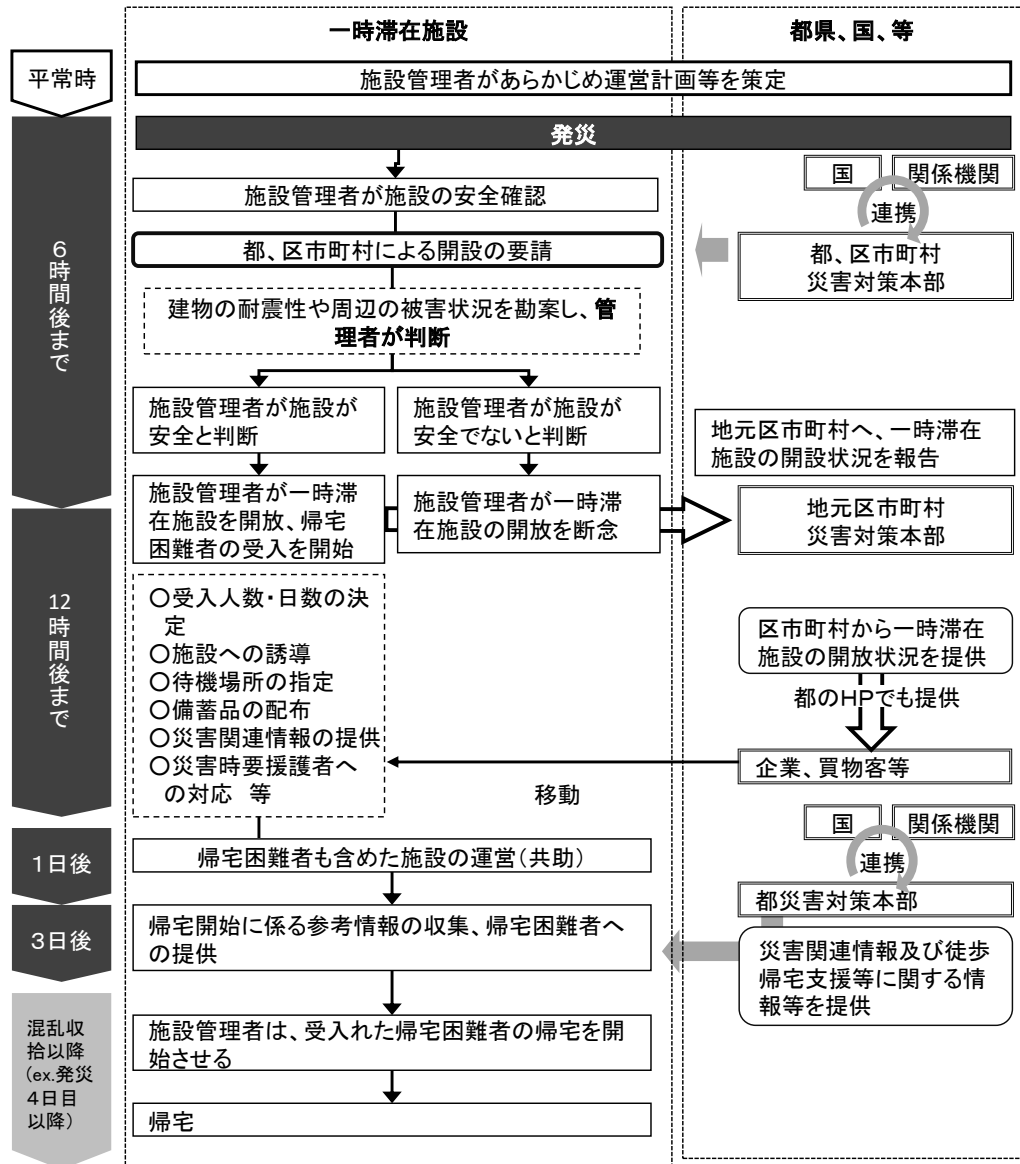
1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れ

□ 対策内容と役割分担

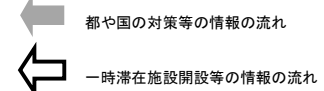
機関名	対策内容
一時滞在施設	○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、運営する。
多摩市 統括対策本部	○ 一時滞在施設の開設・運営状況を把握し、統括する。 ○ 必要により、一時滞在施設に物資を提供する。 ○ 必要により、一時滞在施設へ運営員を派遣する。

□ 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



□ 詳細な取組内容

- 統括対策部長は、施設管理者に対して、一時滞在施設の開設準備及び駅周辺の混乱状況の確認を指示する。
- 施設管理者は、発災後速やかに、施設、設備の被災状況を確認する。
- 施設管理者は、駅周辺の混乱状況を確認し、災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 統括対策部長は、一時滞在施設を開設する必要がある場合には、施設管理者に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れを指示する。
- 施設管理者は、帰宅困難者を受け入れ、定期的に受け入れ状況を災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 施設管理者は、一時滞在施設の運営に必要な物資等を災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
- 施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、相互に連携を図るとともに、当該民間施設の運営状況も災害対策本部（統括対策部経由）に報告する。
- 施設管理者は、駅周辺の民間施設が一時滞在施設となった場合には、当該民間施設の運営に必要な物資等を取りまとめ、災害対策本部（統括対策部経由）に要請する。
- 施設管理者は、必要により自主的に一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れ等を行う。この場合には、直ちに災害対策本部（統括対策部経由）へ報告する。

【一時滞在施設の開設の流れ(例示)】

行 動	時系列	内 容
発災直後から一時滞在施設開設まで	発災直後からおおむね6時間後まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ○ 施設内の受け入れスペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ○ 施設職員による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ○ 施設利用案内の掲示等（下記参照） ○ 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 ○ 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 ○ 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」 等 ○ 通信手段の確保 ○ 災害対策本部への一時滞在施設の開設報告

行 動	時系列	内 容
		○ 帰宅困難者の受け入れ開始
帰宅困難者の受け入れ等	おおむね 12 時間後まで	○ 災害対策本部への必要物資の要請 ○ 物資の供給、し尿処理・ごみ処理のルール確立 ○ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受け入れ者へ伝達
運営体制の強化等	おおむね 1 日後から 3 日後まで	○ 受け入れ者も含めた施設の運営 ○ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等の帰宅支援情報の提供
一時滞在施設の閉設	おおむね 4 日後以降	○ 一時滞在施設閉設の判断 ○ 帰宅支援情報の提供による受け入れ者の帰宅誘導

※ 一時滞在施設は、適宜、災害対策本部へ受け入れ状況等を報告する。

【復旧対策】

基本方針

1 徒歩帰宅者の支援

基本方針 1 帰宅困難者の収容を行う

1 徒歩帰宅者の支援

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市	○ 関係機関と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。
東 京 都	○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設を支援する。
多摩中央警察署	○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 ○ 避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
多摩消防署	○ 帰宅に支障となる火災等災害情報の提供及び避難路の確保を行う。
日本赤十字社 東京都支部	○ 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
日 本 郵 便	○ 郵便局(4局)に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行う。 ○ 郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。 ○ 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員等の帰宅を開始する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者の帰宅を支援する。

□ 詳細な取組内容

1 徒歩帰宅再開までの流れ

- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。
- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、公共交通機関の運行再開後に順次帰宅することを想定している。
- 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会は、鉄道の運行状況の情報を継続して提供する。
- 多摩市は、徒歩帰宅の支援に係る東京都の取り組みに協力するとともに、帰宅支援ステーションの周知を行う。

※ 帰宅再開までの流れ【発災後概ね4日目以降】

